

eClear 電力受給基本条件 Version2.3

以下の一般条件（以下、「本一般条件」という。）及び特別条件（以下、「本特別条件」といい、本一般条件と合わせて「本基本条件」と総称する。）は、第2条に基づき締結する給電者及び受電者が個々に締結する電力受給個別契約について適用されるものとする。

一般条件

第1条（目的）

給電者及び受電者は、自己所有の発電設備の発生電力又は別途調達した電力等を個別契約（第2条に定める「個別契約」をいう。以下同じ。）において合意したエリアにて給電し、個別契約において合意したエリアにて受電する（以下、本契約に基づく給電及び受電を「本電力受給」という。）。

第2条（基本原則）

- 1 本基本条件は、第3条に定める内容についての合意（以下、「個別契約」という。）に適用するものとする。
- 2 本基本条件と個別契約に異なる定めがある事項については、個別契約の定めが優先するものとする。
- 3 本基本条件及び個別契約（以下、これらを総称して以下、「本契約」という。）において使用される用語は、個別契約に別途定めのない限り、本基本条件において定義された意味を有するものとする。

第3条（個別契約）

- 1 電力の受電者及び給電者、取引日、バランシンググループの名称及びバランシンググループコード、もしくは計画提出者名称及び計画提出者コード、適用される基本条件、受渡方法、受電エリア及び給電エリア、電力の受給期間（受給開始期日、受給終了期日及び受給除外期日）、受給パターン、契約電力、総契約電力量、電力量料金単価、総電力量料金、及び特約条項は、取引の都度、別途個別契約にて定めるものとする。
- 2 受給パターンの平日、休日を別途定めのない限り以下の通り定めるものとする。なお、各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款を更新した際は、当約款が実施される日を以て自動的に更新されるものとする。
 - (1) 平日とは、土曜日及び各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款の昼間時間で定義した日（別紙1）を除外した日とする。
 - (2) 休日とは、(1)で定めた平日以外の日とする。

第4条（受給方法）

本電力受給は、個別契約に定める受渡方法にて行う。

第5条（託送供給等約款等の遵守）

- 1 本電力受給に際しては、関係する一般送配電事業者が定める託送供給等約款、これに従って給電者又は受電者が関係する一般送配電事業者と締結する各種合意文書及び電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の定めるルールを遵守する。
- 2 給電者及び受電者は、遅滞なく本電力受給に必要な託送契約等を関係する一般送配電事業者との間で締結する。
- 3 電力の受給に先立ち、受電者は、受電者としての需要・調達計画もしくは発電・販売計画（以下、「受電者側計画」という。）を、給電者は、給電者としての需要・調達計画もしくは発電・販売計画（以下、「給電者側計画」という。）を、それぞれ所定の期限までに遅滞なく広域機関に提出する。
- 4 前項に定める受電者側計画及び給電者側計画は、個別契約の定めに基づき作成する。
- 5 給電者及び受電者は、託送契約等に基づき、関係する一般送配電事業者又は広域機関から給電指令又は混雑処理に伴う系統連系設備・変電設備又は送電線網の制約により、受給電力の全部又は一部に制約を受けた場合、相互に速やかにその旨の通知を行う。

第6条（給電義務、受電義務及び支払義務）

給電者は、本契約、託送供給等約款及び受電者又は関係する一般送配電事業者等との合意文書に定める条件に従って受電者に対し電力を供給する義務を負う。受電者は、給電者が本契約、託送供給等約款及びその他受電者又は関係する一般送配電事業者等との合意文書に定める条件に従って受電者に供給した電力を受電し、また、本契約の条件に従い給電者に対し、本電力受給にかかる電力料金（以下単に「電力料金」という。）を支払う義務を負う。

第7条（受給電力量の算定）

- 1 受給電力量は、個別契約に基づき、個別契約ごとに算定する。また、受給電力量とは、実受給の1時間前までに広域機関に提出した需要・調達計画及び発電・販売計画上の電力量に基づき算出される。
- 2 本基本条件のもと、複数の個別契約が締結される場合において、受給日（本契約に基づき電力の受給を行うべき日をいう。以下同じ。）に当事者間で受給された電力量が計画値不整合等の発生により、これらの個別契約に基づき受給すべき電力量の合計に充たない場合、受給された電力量は、最後に締結された個別契約の電力量に優先的に割り当て、余剰がある場合には順次それより前に締結された他の個別契約の電力量に割り当てて、各個別契約に基づく義務違反の有無を判断するものとする。

第8条（電力料金）

- 1 電力料金は、暦月ごとに算定する。
- 2 毎月の電力料金は、前条第1項にて算定する個別契約ごとの毎月の受給電力量に、対応する個別契約にて定める電力量料金単価を乗じた金額（以下「電力量料金」という。）に第13条に定める消費税等相当額を加算した金額とする。なお、電力量料金の単位は1円と

し、その端数は四捨五入する。

第9条（支払）

- 1 給電者は前項に応じた当該月の電力料金を記載した請求書を受電者に発行し、受電者は個別契約にて定める日までに、給電者の指定する口座に電力料金を支払う。
- 2 請求内容について疑義が生じた場合は、給電者及び受電者が誠意をもって協議の上これを解決するものとし、解決後、速やかに請求及び支払い手続きを行う。
- 3 前2項による支払いが所定の期日までに行われない場合、受電者は期日の翌日から支払いの日までを対象とし、請求額に対して年率 14 パーセントの割合による延滞料金（利息は単利とし、円未満の端数は切り捨てる。）を給電者に支払う。なお、この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

第10条（不可抗力による免責）

天災、地変、戦争、落雷など、給電者及び受電者のいずれの責めにも帰することができない不可抗力事由によって JEPX スポット市場が機能停止となった場合、又は、本契約に適用のある法律、政省令、通達若しくはガイドライン等又は自主規制機関等の定める諸規則等の変更により、本契約に関する債務の履行が不可能又は違法となることにより、給電者又は受電者による本契約に基づく義務の履行ができない場合は、その限りにおいて、給電者又は受電者の受電義務又は電力供給義務は免責される。

第11条（守秘義務）

- 1 給電者及び受電者は、本契約の締結の事実及びその内容、本契約を通じて知った相手方の営業秘密情報、並びに開示者より被開示者に対し秘密である旨が明示された文書等の有体物により開示された情報及び秘密である旨を告知した上で口頭にて開示された情報（但し、開示日から 14 日以内に、書面又は電子メールにより、対象となる情報を特定した上で秘密である旨が通知されたものに限る。）（以下、これらを総称して「秘密情報」という。）を相手方からの事前の書面による同意なしに第三者（給電者若しくは受電者又は給電者若しくは受電者のグループ会社（給電者又は受電者の子会社、並びに、給電者又は受電者の発行する議決権ある株式（自己株式を除く。）の 50%以上を直接又は間接に有する者を含む。以下同じ。）の役職員又は弁護士若しくは公認会計士等の専門家、保険会社、金融機関のうち、本契約の締結及び本契約に基づく債務の履行のために秘密情報を知る必要のある者に対して、本契約における秘密保持義務と同等の義務を課した上で、本契約の締結及び本契約に基づく債務の履行のために必要な限度で秘密情報を開示する場合を除く。）に開示し、提供し、若しくは漏洩し、又は本契約の締結及び本契約に基づく債務の履行の目的以外の目的に使用してはならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示者が開示した時点において既に公知となっている情報又は開示者が開示した後被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (2) 開示者が開示した時点において既に保持していた情報
 - (3) 開示者の秘密情報を使用することなく、被開示者が独自に開発した情報

- (4) 被開示者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 3 本条第1項にかかわらず、裁判所、行政機関、商品取引所等の公的機関より開示を請求された場合には、開示者に事前に開示先及び開示内容を通知することを条件として開示することができる。但し、緊急やむを得ない事由により事前通知ができない場合には、開示後直ちに通知することで足りるものとする。

第12条（権利義務の譲渡の禁止）

給電者及び受電者は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約の契約上の地位並びに本契約から生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は質権等の担保権設定その他の処分をしてはならない。

第13条（消費税等相当額）

本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

第14条（契約解除）

- 1 給電者又は受電者は、相手方が本契約上の義務を履行しない場合は、その相手方に対して書面にて契約の履行を催告する。当該催告後5日以内に契約が履行されなかった場合、催告した当事者は、相手方の責めに帰すべき事由に基づくものとして、本契約を解除することができる。
- 2 給電者又は受電者は、相手方が次の各号の一つに該当するときは、催告をすることなしに本契約を解除することができる。なお、相手方が本項各号のいずれかに該当する事由が発生したことが実受給の前日17時までに判明した場合は、給電者又は受電者は同前日中に本契約を解除できるものとし、実受給当日分の受渡から停止することができる。
 - (1) 監督官庁より営業取消し、停止等の処分を受けた場合
 - (2) 支払停止の状態に陥った場合
 - (3) 手形交換所から不渡報告又は取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売等の申立を受けた場合
 - (5) 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由がある場合
 - (6) 破産、民事再生、会社更生、特別清算手続き開始等の申立を受け、又は自らこれらの申立をした場合
 - (7) 会社の解散を決議した場合
- 3 給電者又は受電者は、前項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、相手方に対する一切の債務の履行につき期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払わなければならない。本契約が解除された場合も同様とする。
- 4 本条第1項又は第2項に基づき解除を申し入れられた当事者は、解除に起因する一切の損害につき直ちに賠償の責に任ずる。但し、給電者受電者間の既に発生している債権又は債務は、法定の順序、弁済期限のいかんにかかわらず、全て対当額につき相殺されるものと

する。

第 15 条（損害賠償）

- 1 給電者及び受電者は、給電者側計画及び受電者側計画における最終計画の不整合を含む自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を与えた場合、これを賠償する責めを負う。
- 2 個別契約に定める電力量の全部又は一部が供給又は受電されなかった場合（以下個別契約に定める電力量に不足する電力量を「不足電力量」という。）、前項に定める損害については、以下の各号に定めるところにより精算を行う。
 - (1) 給電者が個別契約に定める電力供給の全部又は一部を行わない場合、(i)給電者は不足電力量に相当する電力料金を受領済であれば、不足電力量に本契約における電力量料金単価を乗じた金額を受電者に返還し、(ii)不足電力量に相当する電力量を代替的な方法により調達することに伴う追加的な費用（追加的な費用がマイナスとなる場合は損害額はゼロとする。）を受電者側の損害額とし、当該電力供給が行われない 30 分毎の JEPX の前日スポット市場の価格（エリアプライス）と不足インバランス料金のいずれか高い価格と、本契約に基づく電力量料金単価との差額に基づきこれを算定の上、別途給電者から受電者に対して支払うことで精算を行うものとする。
 - (2) 受電者が個別契約に定める受電の全部又は一部を行わない場合、受電者は第 7 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の定めにかかわらず、不足電力量が生じた期間については、(i)個別契約に定める電力量を受給電力量として個別契約にて定める電力量料金単価を乗じた金額を電力量料金とし、(ii)かかる電力量料金に第 13 条に定める消費税等相当額を加算した金額を電力料金として取扱い、受電者が給電者に対して支払うことで、不足電力量に関する損害の精算を行うものとする。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

- 1 給電者及び受電者は、自己、自己の役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 本条において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりをも有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ホ) その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- 3 給電者及び受電者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本契約に基づく取引（以下、「対象取引」という。）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 給電者及び受電者は、本条の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
- 5 給電者及び受電者は、相手方が本条の規定に違反した場合、本契約の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び本契約の解除をすることができる。

- 6 給電者及び受電者は、相手方が本条に違反することにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

第 17 条（法令等の遵守）

- 1 給電者及び受電者は、本契約に関して、適用のある法律、政省令、通達若しくはガイドライン等又は自主規制機関等の定める諸規則等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を含み、以下、「法令等」という。）を遵守するものとする。
- 2 給電者及び受電者は、本契約に関して、法令等遵守のため必要となる措置（法令等遵守のため必要となる場合には、本契約を締結する部門が発電・電力卸事業に係る部門である場合における自ら又はグループ会社の小売電気事業に係る部門との間の情報遮断措置、及び、本契約を締結する部門が小売電気事業に係る部門である場合における自ら又はグループ会社の発電・電力卸事業に係る部門との間の情報遮断措置を含む。）を講ずるものとする。

第 18 条（残存条項）

第 11 条、第 16 条、本条、第 19 条及び第 20 条の各規定は個別契約が終了した後も存続する。但し、第 11 条の規定は個別契約終了後 2 年間に限り有効とする。

第 19 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項、又はその解釈に疑義が生じた場合には、給電者及び受電者は互いに誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

第 20 条（裁判管轄・準拠法）

- 1 本契約に関する訴訟については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2 本契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられる。

第 21 条（契約条件の変更）

- 1 電気事業法その他の法令及び税制の改正、或は託送供給約款その他関係する一般送配電事業者が定める諸規定の変更等により、本契約の内容の見直しを余儀なくされる場合は、給電者及び受電者は相手方に契約条件の変更について協議を申し入れることができる。
- 2 前項によるほか、本契約の内容を変更する場合は、給電者及び受電者が記名押印した別途書面により変更契約を締結するものとする。

特別条件

【以下株式会社 eClear が受電者の場合にも、給電者の場合にも共通して適用】

第1条 個別契約及び適用関係

1. 本一般条件第3条において定義される個別契約は、eClear 電力受給個別契約 契約内容控えに記載される契約を指すものとする。
2. 個別契約、本一般条件及び本特別条件の間で相違又は矛盾等が生じる場合は、個別契約、本特別条件及び本一般条件の順に優先して適用されるものとし、必要に応じて、給電者及び受電者は、誠実に協議を行うことにより相違又は矛盾等を解消する。

第2条 事前登録

1. 株式会社 eClear（以下「管理者」といい、本条及び次条において同様とする。）は、管理者が指定する eClear 取引事前説明確認書に調印の上これを管理者に提出した者（以下「利用者」という。）に対してのみ本基本条件に基づく取引を提供する。
2. 利用者は、個別契約締結の前に以下の情報を管理者に連絡し、当該情報は管理者が別途指定するウェブサイト（以下「本登録ウェブサイト」という。）に登録される（以下本登録ウェブサイトに登録されている以下の情報を「本登録情報」という）。
 - (1) 事業者コード
 - (2) バランシンググループの名称及びバランシンググループコード、もしくは計画提出者名称及び計画提出者コード、もしくはその両方。
 - (3) 本契約締結に関し、利用者を代表する権限を有する者（以下「本トレーダー」という。）の氏名、電子メールアドレス及び電話番号。なお、管理者は本トレーダー一人につき一つのトレーダーID を付与し（以下「本トレーダーID という」）、本トレーダーは自身で本登録ウェブサイトより確認キー（以下「本確認キー」という。）を設定するものとする。
 - (4) 本契約に関し実務上の処理を行う需給担当者の氏名、電子メールアドレス及び電話番号
3. 管理者は、本契約を締結しかつ本契約に定める義務を履行するに当たり、当該時点における本登録情報に依拠することができるものとする。
4. 利用者は、本登録情報につき当該時点において正しい情報が登録されているよう維持するものとする。
5. 管理者は、本契約の締結又は本契約に定める履行に関連し、本登録情報に依拠したことにより利用者に損害が生じたとしても、かかる損害について管理者の故意または過失による場合を除き一切責任を負わないものとする。

第3条 本トレーダーID 及び本確認キーの管理

1. 利用者は、自己の責任において本トレーダーID 及び本確認キーを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしたりしてはならない。
2. 個別契約締結が電話上、又は、電子メール、チャットツール若しくはその他コミュニケーション手段（以下「本伝達手段」）でなされる場合、管理者は、利用者が本伝達手段において、(i)その者が本伝達手段で伝達する利用者のトレーダーID、担当者名及び確認キーと、(ii)本登録情報上の本トレーダーID 並びに本トレーダーの氏名及び本確認キーを照合し、その一致を確認することで本トレーダーの本人確認を行う。かかる本人確認において管理者が本トレーダーとみなして取扱いを行った場合、本トレーダーID 又は本確認キーの偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても管理者は個別契約締結を有効なものとみなし、利用者は、本伝達手段でなされた個別契約締結の効果帰属について一切異議を述べないものとする。但し、管理者のかかる本人確認における誤りが、管理者の故意または過失による場合は、この限りではない。
3. 個別契約締結が本登録ウェブサイト上でなされる場合、管理者は、本登録ウェブサイト上において利用者として入力されたトレーダーID 及び確認キーと、利用者の本トレーダーID 及び本登録情報上の本確認キーを照合し、その一致を確認することで本トレーダーの本人確認を行う。かかる本人確認において管理者が本トレーダーとみなして取扱いを行った場合、本トレーダーID 又は本確認キーの偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があっても、管理者は個別契約締結を有効なものとみなし、利用者は、本登録ウェブサイト上でなされた個別契約締結の効果帰属について一切異議を述べないものとする。但し、管理者のかかる本人確認における誤りが、管理者の故意または過失による場合は、この限りではない。
4. 本トレーダーID 及び本確認キーの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、管理者は一切責任を負担しない。但し、本トレーダーID 及び本確認キーの第三者の使用等が、管理者の故意または過失による場合は、この限りではない。
5. 利用者は、本トレーダーID 又は本確認キーが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を管理者に通知するとともに、管理者からの指示に従うものとする。

第4条 本特別条件における義務及び表明保証の違反

給電者又は受電者は、相手方が本契約において負担する義務（表明保証する事項を含む。）に違反する場合を本一般条件第14条第1項に記載されている「本契約上の義務を履行しない場合」として取り扱うことを確認する。

【以下株式会社 eClear が給電者又は受電者の場合で適用が異なる規定。①が eClear が給電者となる場合、②が eClear が受電者となる場合に適用】

第5条 本仕入先の格付要件についての表明保証【①株式会社 eClear が給電者の場合のみ】

給電者は、個別契約締結に記載される取引日（以下「本取引日」という。）において(i)本仕入先（第 8 条で定義する。以下同じ。）が下記いずれかの格付け要件を満たすこと、又は(ii)本仕入先の完全親会社が下記いずれかの格付け要件の 1 ノッチ上の格付けを満たす企業であることを表明し保証する。

- (1) JCR 格付の A-以上であること
- (2) R&I 格付の A-以上であること
- (3) S&P 長期格付の BBB-以上であること
- (4) Moody's 長期格付の Baa3 以上であること
- (5) Fitch 長期発行体格付の BBB-以上であること

第 5 条の 2 取引先信用保険の要件【②株式会社 eClear が受電者の場合のみ】

受電者は給電者に対し、本取引日において、本契約に基づき受電者が給電者に対して負担する電力料金の支払能力を担保する目的で以下の各条件を満たす取引先信用保険（以下「本取引先信用保険」という。）に加入していることを表明し、保証する。

- (1) 本契約に基づき供給が完了した電力について本卸売取引（第 8 条で定義する。以下同じ。）に基づき本卸売先（第 8 条で定義する。以下同じ。）が受電者に対して支払う電力料金の全てを、本取引先信用保険の適用対象としている。
- (2) 受電者から本卸売先に対して本卸売取引に基づき供給が完了した電力についての電力料金の支払が本卸売先から受電者に行われなかった場合、本卸売先への受給電力量に対応する電力料金に相当する金額の全額が、当該保険会社から支払われる。なお、受給電力量は、(i)本卸売取引に基づき実受給の 1 時間前までに広域機関に提出した需要・調達計画及び発電・販売計画上の電力量に基づき算出されるが、(ii)本卸売先が広域機関に提出した需要・調達計画と本卸売取引に関する契約との不整合も含む本卸売先の責めに帰すべき事由により、本卸売先が本卸売取引に基づき電力の全部又は一部を受電しなかった場合については、当該期間においては本卸売取引に関する契約上の電力量に基づき算出される。
- (3) 本取引先信用保険を付保する損害保険会社は下記いずれかの格付け条件を満たす。
 - (a) JCR 長期発行体格付の A-以上であること
 - (b) R&I 発行体格付の A-以上であること
 - (c) S&P 長期発行体格付の BBB 以上であること
 - (d) Moody's 長期格付の Baa2 以上であること
 - (e) Fitch 長期発行体格付の BBB 以上であること

第 6 条 手数料について

1. 本契約が株式会社 enchain の仲介行為により成立した場合、【①受電者／②給電者】は、本契約に基づき生じる電力量料金に加え、以下の手数料（単位は 1 円とし、その端数は四捨五入する。）を【①給電者／②受電者】に対して支払う。但し、【①給電者／②受電者】は株式会社 enchain に代わって仲介手数料をもらい受け、株式会社 enchain に支払うものとする。

- (1) 仲介手数料：0.05 円/kWh

- (2) クリアリング手数料：電力量料金（第 1 号記載の手数料を除く）の【①0.6%/②0.3%】
2. 本契約が株式会社 enchain の仲介行為によらず成立した場合、【①受電者/②給電者】は、本契約に基づき生じる電力量料金に加え、以下の手数料（単位は 1 円とし、その端数は四捨五入する。）を【①給電者/②受電者】に対して支払う。
- (1) 現物取引に係る事務手数料：0.02 円/kWh
- (2) クリアリング手数料：電力量料金（第 1 号記載の手数料を除く）の【①0.6%/②0.3%】
3. 【①受電者/②給電者】は、第 1 項及び第 2 項に基づき生じた各手数料（以下「本手数料」と個別に又は総称する。）を、暦月ごとに第 7 条に記載する方法により支払う。なお、第 1 項及び第 2 項の手数料については本一般条件第 13 条に定める消費税等相当額を加算した金額を支払うものとする。

第 7 条 支払手続

【①株式会社 eClear が給電者の場合】

1. 給電者は、当該月において本契約に基づき受電者に対して供給した電力の電力料金に第 6 条第 1 項又は第 2 項に従い生じた本手数料の金額を加えた合計額を、翌月の初日から 3 営業日（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）に基づく銀行の休日を除いた日をいう。以下同じ。）以内に書面（電子メールを含む。）により請求する。
2. 受電者は、前項に基づき請求された電力料金及び本手数料の合計額を、前項に基づく請求書の発行月の月初日から 8 営業日以内に給電者が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うものとする。振込手数料は受電者がこれを負担する。

【②株式会社 eClear が受電者の場合】

1. 給電者は、当該月において本契約に基づき受電者に対して供給した電力の電力料金を、翌月の初日から 3 営業日（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）に基づく銀行の休日を除いた日をいう。以下同じ。）以内に書面により請求する。
2. 受電者は、前項に基づき請求された電力料金を、前項に基づく請求を受領した月の末日までに給電者が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うものとする。振込手数料は受電者がこれを負担する。
3. 受電者は、当該月において第 6 条第 1 項又は第 2 項に従い生じた本手数料を、翌月の初日から 3 営業日（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）に基づく銀行の休日を除いた日をいう。以下同じ。）以内に書面（電子メールを含む。）により請求する。
4. 給電者は前項に基づき請求された本手数料を、前項に基づく請求を受領した月の末日までに受電者が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うものとする。振込手数料は給電者がこれを負担する。
5. 第 2 項の規定にかかわらず、本卸売取引に基づく本卸売先から受電者への電力料金の支払を本卸売取引に基づく契約における電力料金の支払期日までに受電者が受領しない場合、第 2 項に基づく受電者から給電者に対する電力料金の支払期限は、受電者が給電者に対して書面により通知することにより、本取引先信用保険に基づく保険金の支払を請求し受領するために必要な期間分、延長されるものとする。疑義を避けるために付言すると、かかる場合も受電者の給電者に対する本契約に基づく電力料金の支払義務は免責されず、また、

本契約に基づく当初の支払期日から本項に基づく延長後の支払期限までの間、遅延利息及び遅延損害金は発生しないものとする。

第7条の2 代理受領及び質権設定

【①株式会社 eClear が給電者の場合のみ】

1. 受電者は、委託者としての給電者と受託者としてのみずほ信託銀行株式会社（以下「MHTB」という。）の間で電力料金の授受に係る資金の保全を目的として締結された 電力料金分別管理信託契約（以下「本件信託契約」という。）に基づき、受電者が給電者に対して支払うべき前条に定める電力料金（本一般条件第9条第3項に基づく延滞料金を含む。）の回収金（以下「本件回収金」という。）について、給電者が、MHTB に対して、給電者に代わって受電者より受領する権限を付与することを承諾する。
2. 前項に基づく権限の付与は、MHTB が承諾する場合を除き、取消不能かつ撤回不能とする。
3. MHTB が本件回収金について給電者に代わって受電者より受領する権限を有する場合、給電者は、本件信託契約に定める信託口座を前条第2項に規定する銀行口座として別途指定するものとする。
4. 本一般条件第12条の規定にかかわらず、受電者は、給電者が、給電者の受電者に対する本契約に基づく電力料金債権（延滞料金債権を含む。）その他の一切の請求権の全部又は一部について、MHTB のために、根質権を設定することをあらかじめ承諾する。

第8条 前提取引

1. 給電者及び受電者は、本契約に基づく取引に関連して、本契約に基づく取引とは別途以下の取引が成立していることを確認する。

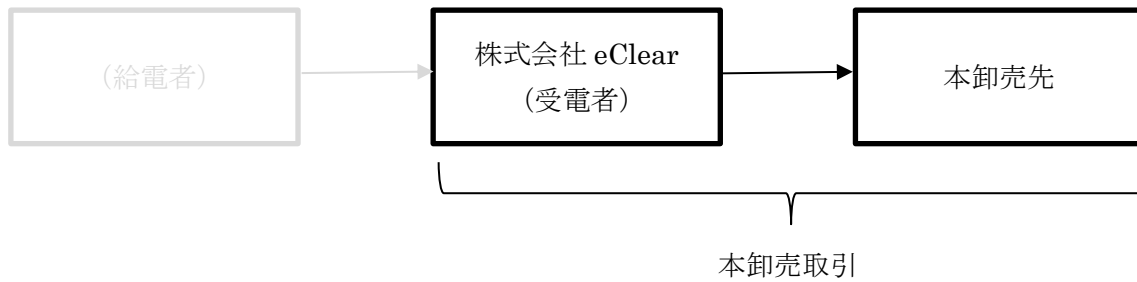
【① 株式会社 eClear が給電者の場合】

給電者が受電者に対して本契約に基づき供給する電力を調達する目的で、給電者が第三者（以下「本仕入先」という。）から、本仕入先の発電設備により発電された電力又は本仕入先が別途調達した電力の供給を受け、これを受電する取引（以下「本仕入取引」という。）



【②株式会社 eClear が受電者の場合】

受電者が給電者から本契約に基づき受給する電力を、受電者が第三者（以下「本卸売先」という。）に対して供給する取引（以下「本卸売取引」という。）



2. 【①給電者／②受電者】及び【①本仕入先／②本卸売先】の間の【①本仕入取引／②本卸売取引】が、【①本仕入先／②本卸売先】について本一般条件第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 16 条に該当する事由が生じたことを理由に終了した場合、【①給電者／②受電者】は、【①受電者／②給電者】に対してただちに書面による通知を行う。掛かる通知が行われた場合、給電者及び受電者は相手方に書面による通知を行うことにより、本契約をただちに終了させることができる。この場合、【①受電者／②給電者】は【①給電者／②受電者】に対して、本仕入先について氏名又は商号及び本一般条件第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 16 条に該当する事由が生じたことを示す証憑を合理的な限度で要求できるものとする。
3. 本契約のいかなる規定にかかわらず、【①受電者／②給電者】について本一般条件第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 16 条に該当する事由が生じたことにより本契約が解除された場合、【①給電者／②受電者】はその【①本仕入先／②本卸売先】に対して、【①受電者／②給電者】の氏名又は商号及び受電者について当該事由が生じたことを示す証憑を開示することができるものとする。
4. 給電者及び受電者は、第 2 項に基づき本契約が終了した場合、(i)受電者は、本契約終了時までに受電者が本契約に基づき現に供給を受けた電力に関する電力料金について支払う義務を負うこと、及び(ii)本契約終了時以降で予定されていた本契約に基づく取引に関し、給電者及び受電者は一切の義務（電力の供給義務及び電力料金の支払義務を含むが、これらに限られない。）を負わないことを確認する。但し、本一般条件第 15 条に定める、取引が実施された場合を前提とする損害賠償義務について、【①給電者／②受電者】は、【①本仕入先／②本卸売先】から【①本仕入取引／②本卸売取引】及び当該事由に関連して現に【①給電者／②受電者】が支払を受領した限りにおいて、速やかにこれを【①受電者／②給電者】に対して支払うものとし、かつかかる支払をもって当該損害賠償義務の履行として足りることを確認する。